

平成26年小野町議会定例会3月会議

議事日程（第3号）

平成26年3月14日（金曜日）午後1時30分開議

- 日程第 1 委員長の審査結果報告
（予算審査特別委員会委員長、各部常任委員会委員長）
- 日程第 2 委員長の報告に対する質疑
- 日程第 3 議案第 1号 平成25年度小野町一般会計補正予算（第7号）
〔討論、採決。以下日程第10まで同じ〕
- 日程第 4 議案第 2号 平成25年度小野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 5 議案第 3号 平成25年度小野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 6 議案第 4号 平成25年度小野町除染対策事業特別会計補正予算（第7号）
- 日程第 7 議案第 5号 平成25年度小野町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 8 議案第 6号 平成25年度小野町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 9 議案第 7号 平成25年度小野町文化・体育振興基金特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第 8号 平成25年度小野町水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第11 議案第 9号 平成26年度小野町一般会計予算
〔討論、採決。以下日程第19まで同じ〕
- 日程第12 議案第10号 平成26年度小野町国民健康保険特別会計予算
- 日程第13 議案第11号 平成26年度小野町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第14 議案第12号 平成26年度小野町除染対策事業特別会計予算
- 日程第15 議案第13号 平成26年度小野町介護保険特別会計予算
- 日程第16 議案第14号 平成26年度小野町介護保険サービス事業特別会計予算
- 日程第17 議案第15号 平成26年度小野町浄化槽整備推進事業特別会計予算
- 日程第18 議案第16号 平成26年度小野町文化・体育振興基金特別会計予算
- 日程第19 議案第17号 平成26年度小野町水道事業会計予算
- 日程第20 議案第18号 特別職の職員で非常勤のものの給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
〔討論、採決。以下日程第30まで同じ〕
- 日程第21 議案第19号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第20号 小野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第21号 小野町公共物管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議案第22号 小野町行政財産使用料条例の一部を改正する条例について
- 日程第25 議案第23号 小野町浄化槽の整備に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第26 議案第24号 小野町上水道布設工事分担金徴収条例の一部を改正する条例について

日程第27 議案第25号 小野町上水道事業給水条例の一部を改正する条例について

日程第28 議案第26号 小野町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について

日程第29 議案第27号 小野町公営住宅管理条例の一部を改正する条例について

日程第30 議案第28号 小野町町営住宅等条例の一部を改正する条例について

日程第31 議案第30号 町有財産賃貸借契約の変更について

[討論、採決]

日程第32 議案第31号 小野町道路線の認定について

[討論、採決]

日程第33 請願・陳情の採択、不採択の決定

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第33まで議事日程に同じ

(追加)

日程第1 議案第32号 小野町副町長の選任につき同意を求めることについて

[上程、説明、質疑、採決]

日程第2 議案第33号 小野町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

[上程、説明、質疑、採決]

日程第3 議案第34号 非常用持出袋セット購入契約の締結について

[上程、説明、質疑、討論、採決]

日程第4 議員提出議案第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書

[上程、説明、質疑、討論、採決]

日程第5 議員提出議案第2号 不安定雇用の是正を求める意見書

[上程、説明、質疑、討論、採決]

出席議員(12名)

1番	会田明生君	2番	吉田康市君
3番	竹川里志君	4番	宗像芳男君
5番	田村弘文君	6番	籠田良作君
7番	宇佐見留男君	8番	水野正廣君
9番	遠藤英信君	10番	佐・登君
11番	久野峻君	12番	村上昭正君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	大和田	昭	君	教	育	長	矢	内	今	朝	見	君	
総	務	課	長	宗	像	利	男	君	企	画	商	工	課	長
税	務	課	長	阿	部	京	一	君	町	民	生	活	課	長
									兼	除	染	推	進	室
健	康	福	祉	課	長	藤	井	義	仁	君	農	林	振	興
											兼	農	業	委
											事	務	局	長
地	域	整	備	課	長	佐	藤	喜	春	君	教	育	課	長
会	計	管	理	者		吉	田	吉	広	君	代	表	監	査
兼	出	納	室	長							先	崎	福	夫

職務のため出席した者の職氏名

事	務	局	長	先	崎	幸	雄	次	長	味	原	広	一
書	記			先	崎		悟	書	記	清	野	昭	雄

開議 午後 1時30分

◎開議の宣告

- 議長（村上昭正君） ただいまから、平成26年小野町議会定例会3月会議第9日目の会議を開きます。
ただいま出席している議員は12名で定足数に達しており、会議は成立いたしました。
-

◎議事日程の報告

- 議長（村上昭正君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
-

◎委員長の審査結果報告

- 議長（村上昭正君） 日程第1、予算審査特別委員会及び各部常任委員会より付託事件の審査結果の報告を求めます。

初めに、予算審査特別委員会の報告を求めます。

予算審査特別委員長。9番、遠藤英信委員長。

[予算審査特別委員会委員長 遠藤英信君登壇]

- 予算審査特別委員会委員長（遠藤英信君） 予算審査特別委員会における付託事件の審査の結果並びに経過についてご報告申し上げます。

平成26年小野町議会定例会3月会議において、予算審査特別委員会に付託された事件は、予算審査特別委員会付託事件表のとおりであり、審査の結果と経過につきましてはお手元に配付の委員長報告のとおりであります。

以上、申し上げます、予算審査特別委員会の報告といたします。

- 議長（村上昭正君） 次に、総務文教常任委員会の報告を求めます。

総務文教常任委員長。9番、遠藤英信委員長。

[総務文教常任委員会委員長 遠藤英信君登壇]

- 総務文教常任委員会委員長（遠藤英信君） 平成26年小野町議会定例会3月会議において、総務文教常任委員会に付託された事件は各部常任委員会付託事件表及び請願（陳情）の文書表のとおりであり、その審査の結果と経過について報告いたします。

議案第19号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

本案については、慎重審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、福島県人事委員会からの報告を受け、県において、職員に支給する職員手当の上限額を引き上げたことから、当町においても、最近のガソリン価格の変動など職員の通勤事情を踏まえ、自動車等を使用して通

勤する職員に支給する通勤手当について、その限度額を月額4万7,700円から5万400円に引き上げるもので、平成26年4月1日より施行するものであります。

審査に当たっては総務課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受けたものであります。

委員より、通勤手当の上限額引上げに伴う平成26年度当初予算額について質問がありました。

次に、議案第20号 小野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について。

本案については、慎重審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案については、平成26年度から、田村東部管内におけるごみ収集運搬業務が、田村広域行政組合から構成市町へ移管することに伴い、ごみ処理に係る手数料、処理手数料等の減免及び罰則の規定を新設するとともに、一般廃棄物の処理業に係る許可手数料について改正するもので、平成26年4月1日から施行するものであります。

また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正に伴う、所要の改正については公布の日から施行するものであります。

審査に当たっては町民生活課長兼除染推進室長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受けたものであります。

次に、議案第21号 小野町公共物管理条例の一部を改正する条例について。

本案については、慎重審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案については、消費税法の改正による消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い、公共物の占用料等に乗じる率を1.05%から1.08%に改正するもので、平成26年4月1日より施行するものであります。

審査に当たっては総務課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受けたものであります。

次に、議案第22号 小野町行政財産使用料条例の一部を改正する条例について。

本案については、慎重審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案については、議案第21号同様、消費税法の改正による消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い、行政財産の使用料に乗じる率を改正するとともに、地方自治法の改正により行政財産の貸付範囲等が拡大されたことから、所要の改正を行うもので、平成26年4月1日より施行するものであります。

審査に当たっては総務課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受けたものであります。

次に、議案第30号 町有財産賃貸借契約の変更について。

本案については、慎重審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案については、株式会社ウィズウェイストジャパンと平成9年3月25日付で締結した町有地の賃貸借契約について、東日本大震災の影響による作業員や資材の不足、埋立地の安定化に伴う形状の変更及び浸出水を最大限に抑制するための工法への変更などにより、工期の延長が必要となるため、平成26年3月31日までの契約期間を、平成28年3月31日までに延長する契約変更を締結するものであります。

審査に当たっては町民生活課長兼除染推進室長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受けたものであります。

次に、陳情第3号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について。

本陳情については、慎重審査の結果、全委員異議なく採択すべきものと決定いたしました。

本陳情について、福島県の最低賃金の引き上げは、全労働者の約4割を占める非正規労働者の所得向上に直結し、内需拡大、デフレからの脱却、労働者の確保や若年層を中心とした労働人口の県外流出対策、また消費税率引き上げによる影響からのセーフティーネット機能として必要不可欠であります。

また、福島県の最低賃金は時間額675円と、全国でも31番目の水準にあり、県内勤労者の賃金水準や経済実勢などと比較しても極めて低いため、一般的な賃金の実態に見合った十分な水準の引き上げを求める意見書の提出を求めるものです。

審査に当たっては企画商工課長に出席を求め、参考意見を聴取したものであります。

次に、陳情第4号 不安定雇用の是正を求める意見書提出の陳情について。

本陳情については、慎重審査の結果、全委員異議なく採択すべきものと決定いたしました。

本陳情について、日本経済は景気の回復局面にありますが、原材料を輸入に頼らざるを得ない業種や地域経済は回復感が感じられず、厳しい状況が続いています。

このような中、国においては解雇規制や労働時間規制、限定正社員の雇用ルールのあり方が議論されていますが、これ以上、働くことに対する不透明感を増幅させ、将来不安を招くことになれば、ますます労働意欲が失われ、まちづくりの視点からも地域が衰退する可能性があります。

これらを踏まえ、いわゆる「ブラック企業」問題に対する実効性ある対策を講じる。

また、学校における職業教育や進路指導、職業相談など若者の就労支援を拡充する。

更に、環境・エネルギー、医療、介護分野などの成長分野での産業育成を図り、雇用を創出し、労働規制を緩和しないことを求め、意見書の提出を求めるものです。

審査に当たっては企画商工課長に出席を求め、参考意見を聴取したものであります。

以上が平成26年小野町議会定例会3月会議において、総務文教常任委員会に付託された事件の審査結果及び経過であります。

○議長（村上昭正君） 次に、厚生産業常任委員会の報告を求めます。

厚生産業常任委員長。8番、水野正廣委員長

〔厚生産業常任委員会委員長 水野正廣君登壇〕

○厚生産業常任委員会委員長（水野正廣君） 平成26年小野町議会定例会3月会議において、厚生産業常任委員会に付託された事件は各部常任委員会付託事件表及び陳情文書表のとおりであり、その審査の結果と経過について報告いたします。

議案第18号 特別職の職員で非常勤のものの給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について審査いたしました。

本案については、慎重審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の規定に基づき、小野町鳥獣被害対策実施隊を編成、委嘱したところではありますが、公務災害の補償の適用を受けるためには、報酬を定めて支給しなければならないことから、隊員の報酬額を年額5,000円と定めるもので、平成26年4月1日より施行するものであります。

審査に当たっては農林振興課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受けたものであります。

委員より、小野町鳥獣被害対策実施隊の人数についての質問がありました。

議案第23号 小野町浄化槽の整備に関する条例の一部を改正する条例について審査いたしました。

本案については、慎重審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、消費税法の改正により消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、浄化槽使用料の消費税相当分を引き上げるもので、平成26年4月1日より施行し、平成26年4月1日以降の使用期間に係る使用料から適用するものであります。

審査に当たっては地域整備課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受けたものであります。

委員より、消費税及び地方消費税の引き上げに係る基礎となる金額の設定について質問がありました。

議案第24号 小野町上水道布設工事分担金徴収条例の一部を改正する条例について審査いたしました。

本案については、慎重審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、消費税法の改正により消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、上水道布設工事分担金の額を消費税相当分を引き上げるもので、平成26年4月1日より施行するものであります。

審査に当たっては地域整備課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受けたものであります。

議案第25号 小野町上水道事業給水条例の一部を改正する条例について審査いたしました。

本案については、慎重審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、消費税法の改正により消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、小野町上水道事業は消費税課税対象事業であることから、給水料金、メーター器使用料の消費税相当分を引き上げるもので、平成26年4月1日より施行し、平成26年4月1日以降の使用期間に係る料金より適用するものです。

審査に当たっては地域整備課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受けたものであります。

議案第26号 小野町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について審査いたしました。

本案については、慎重審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、消費税法の改正により消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、道路の占用の期間が1カ月に満たないものについての占用料の消費税相当分を引き上げるもので、平成26年4月1日から施行するものであります。

また、津波からの一時的な避難場所としての施設及び太陽光発電設備など、道路占用許可対象物件を追加するとともに、道路法等の改正に伴い文言等の整備をするもので、公布の日から施行するものであります。

審査に当たっては地域整備課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受けたものであります。

議案第27号 小野町公営住宅管理条例の一部を改正する条例について審査いたしました。

本案については、慎重審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、平成26年1月3日より、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」名が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」と改正されたことに伴い、小野町公営住宅管理条例の入居者に規定されている法律名を改正するものです。

本法律の改正により、DV被害者を、婚姻の届け出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む配偶者からの暴力を受けたものに加えて、新たに婚姻に類する交際をする関係にある相手方からの暴力を受けたものについても、DV被害者に準ずるものとして、配偶者暴力防止法の対象者に適用を拡大するもの

で、公布の日から施行するものであります。

審査に当たっては地域整備課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受けたものであります。

議案第28号 小野町町営住宅等条例の一部を改正する条例について審査いたしました。

本案については、慎重審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、老朽化に伴い、町営住宅等の解体を行ったことにより、住宅管理戸数を改めるもので、公営住宅法に基づき設置した住宅戸数の合計を273戸から257戸に改め、また前久保団地に住宅がなくなることから削除し、公営住宅法に基づかないで設置した住宅戸数の合計を11戸から10戸に改めるものであり、平成26年4月1日から施行するものであります。

審査に当たっては地域整備課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受けたものであります。

委員より、公営住宅法に基づかないで設置した住宅に関する質問がありました。

議案第31号 小野町道路線の認定について審査いたしました。

本案については、慎重審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、町道北ノ内・鶴庭線と鶴庭工業用地を接続する路線であり、企業の誘致や工場等の建設に重要な路線となることから、今後、町道として管理を行いたいため、道路法第8条第2項の規定により、鶴庭線として、町道の認定を求めるものであります。

審査に当たっては地域整備課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受けたものであります。

委員より、認定する町道の起点について質問がありました。

次に、陳情第1号 二級町道大倉線の拡幅改良整備の陳情について、その審査結果を報告いたします。

本陳情は、二級町道大倉線・小野新町字七合田地内から大倉地内までの約1,000メートルについては、道路の幅員が狭く、自動車がすれ違う時など大変苦慮し、見通しの悪い箇所があり通行に支障を来しております。

この路線は、地域の日常生活にとって欠かせない道路に当たるため、本路線の早期の拡幅改良整備促進を求める内容であります。

審査に当たっては現地調査を行うとともに地域整備課長の出席を求め、内容の説明を受けました。

審査の結果、本陳情の趣旨に同意できることから、採択すべきものと決定いたしました。

委員から、町道整備について計画性を持って実施をすべきとの意見がありました。

次に、陳情第2号 小野新町字大久保地内から大倉地内水路の整備促進の陳情について、その審査結果を報告いたします。

本陳情は、小野新町字大久保地内から大倉地内までの約700メートルの水路が狭く、毎年、豪雨時には洪水状態となり、土砂崩れなどの被害が発生しており、環境美化の観点からも水路整備の促進を求める内容であります。

審査に当たっては現地調査を行うとともに農林振興課長の出席を求め、内容の説明を受けました。

審査の結果、本陳情の趣旨に同意できることから、採択すべきものと決定いたしました。

委員より、整備に当たっては他の地域との衡平を考慮しなければならないとの意見がありました。

以上が平成26年小野町議会定例会3月会議において、厚生産業常任委員会に付託された事件の審査結果及び経過であります。

◎委員長の報告に対する質疑

○議長（村上昭正君） 日程第2、質疑を行います。

予算審査特別委員長及び各部常任委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 質疑なしと認めます。

これで、予算審査特別委員長及び各部常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

◎議案第1号～議案第8号の討論

○議長（村上昭正君） 日程第3、議案第1号 平成25年度小野町一般会計補正予算（第7号）から日程第10、議案第8号 平成25年度小野町水道事業会計補正予算（第4号）まで、8議案を一括議題といたします。

議案に対する討論を行います。

議案第1号から議案第8号まで8議案を一括討論に付します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 討論なしと認めます。

したがって、議案第1号から議案第8号までの討論を終わります。

◎議案第1号の採決

○議長（村上昭正君） 議案の採決を行います。

初めに、議案第1号 平成25年度小野町一般会計補正予算（第7号）についてお諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成する議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（村上昭正君） 起立全員であります。

したがって、議案第1号 平成25年度小野町一般会計補正予算（第7号）については、原案のとおり可決されました。

◎議案第2号～議案第8号の採決

○議長（村上昭正君） 次に、議案第2号 平成25年度小野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）から議案第8号 平成25年度小野町水道事業会計補正予算（第4号）までの7議案についてお諮りいたします。

本案はそれぞれ原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第2号から議案第8号までの7議案については、それぞれ原案のとおり可決されました。

◎議案第9号～議案第17号の討論

○議長（村上昭正君） 日程第11、議案第9号 平成26年度小野町一般会計予算から日程第19、議案第17号 平成26年度小野町水道事業会計予算まで、9議案を一括議題といたします。

議案に対する討論を行います。

議案第9号から議案第17号までの9議案を一括討論に付します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 討論なしと認めます。

したがって、議案第9号から議案第17号までの討論を終わります。

◎議案第9号の採決

○議長（村上昭正君） 議案の採決を行います。

初めに、議案第9号 平成26年度小野町一般会計予算についてお諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成する議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（村上昭正君） 起立全員であります。

したがって、議案第9号 平成26年度小野町一般会計予算については、原案のとおり可決されました。

◎議案第10号～議案第17号の採決

○議長（村上昭正君） 次に、議案第10号 平成26年度小野町国民健康保険特別会計予算から議案第17号 平成

26年度小野町水道事業会計予算まで、8議案についてお諮りいたします。

本案はそれぞれ原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第10号から議案第17号までの8議案については、それぞれ原案のとおり可決されました。

◎議案第18号～議案第28号の討論

○議長（村上昭正君） 日程第20、議案第18号 特別職の職員で非常勤のものの給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第30、議案第28号 小野町町営住宅等条例の一部を改正する条例についてまでの11議案を一括議題といたします。

議案に対する討論を行います。

議案第18号から議案第28号までの11議案を一括討論に付します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 討論なしと認めます。

したがって、議案第18号から議案第28号までの討論を終わります。

◎議案第18号～議案第28号の採決

○議長（村上昭正君） 議案の採決を行います。

議案第18号 特別職の職員で非常勤のものの給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第28号 小野町町営住宅等条例の一部を改正する条例についてまでの11議案についてお諮りいたします。

本案はそれぞれ原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第18号から議案第28号までの11議案については、それぞれ原案のとおり可決されました。

◎議案第30号の討論

○議長（村上昭正君） 日程第31、議案第30号 町有財産賃貸借契約の変更についてを議題といたします。

議案に対する討論を行います。

議案第30号を討論に付します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 討論なしと認めます。

したがって、議案第30号の討論を終わります。

◎議案第30号の採決

○議長（村上昭正君） 議案の採決を行います。

議案第30号 町有財産賃貸借契約の変更についてお諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成する議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（村上昭正君） 起立全員であります。

したがって、議案第30号 町有財産賃貸借契約の変更については原案のとおり可決されました。

◎議案第31号の討論

○議長（村上昭正君） 日程第32、議案第31号 小野町道路線の認定についてを議題といたします。

議案に対する討論を行います。

議案第31号を討論に付します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 討論なしと認めます。

したがって、議案第31号の討論を終わります。

◎議案第31号の採決

○議長（村上昭正君） 議案の採決を行います。

議案第31号 小野町道路線の認定についてお諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第31号については原案のとおり可決されました。

◎請願・陳情の採択、不採択の決定

○議長（村上昭正君） 日程第33、請願・陳情の採択、不採択の決定を行います。

総務文教常任委員長より報告のあった陳情第3号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出については採択、陳情第4号 不安定雇用の是正を求める意見書提出については採択。

厚生産業常任委員長より報告のあった陳情第1号 二級町道大倉線の拡幅改良整備については採択、陳情第2号 小野新町字大久保地内から大倉地内水路の整備促進については採択とする、各部常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） ご異議なしと認めます。

したがって、陳情第1号から陳情第4号までの4件の陳情についてはそれぞれ採択と決定いたしました。

暫時休議といたします。

追加日程資料を配付いたします。

休憩 午後 2時03分

再開 午後 2時05分

○議長（村上昭正君） 再開いたします。

資料の配付漏れはありませんか。

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程の追加

○議長（村上昭正君） ただいま、町長から議案第32号 小野町副町長の選任につき同意を求めることについて、議案第33号 小野町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて及び議案第34号 非常用持出袋セット購入契約の締結についての議題が追加提案されました。

これを日程に追加し、議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） ご異議なしと認めます。

よって、日程に追加し議題とすることに決定いたしました。

◎議案第32号の上程

○議長（村上昭正君） 初めに、追加日程第1、議案第32号 小野町副町長の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

先崎事務局長。

〔議会事務局長朗読〕

◎議案第32号の説明

○議長（村上昭正君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

大和田町長。

〔町長 大和田 昭君登壇〕

○町長（大和田 昭君） 議案第32号 小野町副町長の選任につき同意を求めることについてであります。本案は小野町副町長に福島市鳥谷野字館38番地の2、鈴木慎也氏を選任いたしたく、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものであります。

鈴木氏は福島大学行政社会学部行政学科を卒業後、平成5年4月に福島県職員として採用され、県中建設事務所用地課を振り出しに、県中地方振興局県税部納税課、企画調整課、地域振興課、地域づくり推進室、財務総室財務課、知事公室秘書課等の勤務を経験し、平成23年6月からは、市町村総室市町村財政課主任主査として、組織内部のまとめ役として、重要な立場でその指導力を発揮しておられます。

鈴木氏の行政手腕、人格、識見ともに小野町副町長に適任であると確信いたしておりますので、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

よろしく願いいたします。

◎議案第32号の質疑

○議長（村上昭正君） 議案に対する質疑を行います。

議案第32号 小野町副町長の選任につき同意を求めることについて質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第32号について質疑を終わります。

◎議案第32号の採決

○議長（村上昭正君） 次に、討論を省略し採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） ご異議なしと認めます。

議案の採決を行います。

お諮りいたします。議案第32号 小野町副町長の選任につき同意を求めることについて原案に同意することに賛成する議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（村上昭正君） 起立全員であります。

したがって、議案第32号 小野町副町長の選任につき同意を求めることについては原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎議案第33号の上程

○議長（村上昭正君） 追加日程第2、議案第33号 小野町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

先崎事務局長。

〔議会事務局長朗読〕

◎議案第33号の説明

○議長（村上昭正君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

大和田町長。

〔町長 大和田 昭君登壇〕

○町長（大和田 昭君） 議案第33号 小野町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてであります。本案は本年4月1日で任期満了となります。現委員の矢内今朝見氏が、任期満了により退任するため、人格、識見とも優れている小野町大字谷津作字南作10番地の1、西牧裕司氏を小野町教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

なお、任期につきましては、任命された日から4年の任期となるものであります。

ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

よろしく願いいたします。

◎議案第33号の質疑

○議長（村上昭正君） 議案に対する質疑を行います。

議案第33号 小野町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第33号について質疑を終わります。

◎議案第33号の採決

○議長（村上昭正君） 次に、討論を省略し採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） ご異議なしと認めます。

議案の採決を行います。

お諮りいたします。議案第33号 小野町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて原案に同意することに賛成する議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（村上昭正君） 起立全員であります。

したがって、議案第33号 小野町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについては原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎議案第34号の上程

○議長（村上昭正君） 追加日程第3、議案第34号 非常用持出袋セット購入契約の締結についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

先崎事務局長。

[議会議務局長朗読]

◎議案第34号の説明

○議長（村上昭正君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

大和田町長。

[町長 大和田 昭君登壇]

○町長（大和田 昭君） 議案第34号 非常用持出袋セット購入契約の締結についてであります。東日本大震災の経験を踏まえ、防災への意識を再認識するとともに、町民の安全・安心を図るため、各世帯に非常用持出袋セットの配布を行い非常時に備えるため、購入契約を行うものであります。

内容といたしましては、地方自治法第234条の規定に基づき、指名競争入札に付した非常用持出袋セット購入について、購入契約を締結するため、平成26年3月11日、東新電気工業株式会社小野支社外2社、合計3社を指名し、入札執行の結果3,704万4,000円をもって、小野町大字小野新町字団子田9番地、東新電気工業株式会社小野支社が落札したものであります。

予定価格が700万円以上となることから、地方自治法第96条第1項第8号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、議案第34号 非常用持出袋セット購入契約の締結についてご説明を申し上げましたが、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。提案の説明といたします。

よろしく申し上げます。

◎議案第34号の質疑

○議長（村上昭正君） 議案に対する質疑を行います。

議案第34号 非常用持出袋セット購入契約の締結について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第34号について質疑を終わります。

◎議案第34号の討論

○議長（村上昭正君） 続いて、討論を行います。

議案第34号を討論に付します。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 討論なしと認めます。

したがって、議案第34号の討論を終わります。

◎議案第34号の採決

○議長（村上昭正君） 議案の採決を行います。

議案第34号 非常用持出袋セット購入契約の締結についてお諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成する議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（村上昭正君） 起立全員であります。

したがって、議案第34号については、原案のとおり可決されました。

◎議員提出議案第1号の上程、説明

○議長（村上昭正君） 追加日程第4、議員提出議案第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書を議題といたします。

本案は、議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

議員提出議案第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書について、6番、籠田良作議員の説明を求めます。

6番、籠田良作議員。

〔6番 籠田良作君登壇〕

○6番（籠田良作君） 議員提出議案第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書、小野町議

会会議規則第14条の規定により、下記のとおり提出する。

平成26年3月14日提出。

提出者、籠田良作、賛成者、遠藤英信、同じく久野峻、同じく宇佐見留男、同じく宗像芳男、同じく吉田康市の各議員であります。

提案理由。

最低賃金の引き上げは、非正規労働者の所得の向上に直結し、本年4月からの消費税率引き上げが非正規労働者に与える影響を考えた場合、最低賃金が持つセーフティネット機能を維持するためには最低賃金額の引き上げが必要である。あわせて福島県の復興を促進させるうえでも一定水準の賃金が確保されることは、県内の労働力の確保や労働人口の県外流出を防止するうえで非常に重要なことである。

よって、福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求めるため、地方自治法第99条の規定により内閣総理大臣、ほか関係大臣等に意見書を提出する。

平成26年3月14日、福島県田村郡小野町議会。

提出先、内閣総理大臣様、厚生労働大臣様、福島県労働局長様。

以上であります。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

◎議員提出議案第1号の質疑

○議長（村上昭正君） 議案に対する質疑を行います。

議員提出議案第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 質疑なしと認めます。

したがって、質疑を終わります。

◎議員提出議案第1号の討論

○議長（村上昭正君） 続いて、討論を行います。

議員提出議案第1号を討論に付します。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 討論なしと認めます。

したがって、討論を終わります。

◎議員提出議案第1号の採決

○議長（村上昭正君） 次に、議案の採決を行います。

議員提出議案第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書についてお諮りいたします。
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） ご異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎議員提出議案第2号の上程、説明

○議長（村上昭正君） 追加日程第5、議員提出議案第2号 不安定雇用の是正を求める意見書を議題といたします。

本案は、議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

議員提出議案第2号 不安定雇用の是正を求める意見書について、7番、宇佐見留男議員の説明を求めます。
7番、宇佐見留男議員。

〔7番 宇佐見留男君登壇〕

○7番（宇佐見留男君） 議員提出議案第2号 不安定雇用の是正を求める意見書、小野町議会会議規則第14条の規定により、下記のとおり提出する。

平成26年3月14日提出。

提出者、宇佐見留男、賛成者、遠藤英信、同じく籠田良作、同じく久野峻、同じく宗像芳男、同じく吉田康市の各議員であります。

提案理由。

雇用に占める非正規労働者の比率は依然として増加傾向にあり、雇用労働者数の38.2%にあたる2,043万人が不安定雇用の状況にある。

このような中、国などにおいて解雇規制や労働時間規制、限定正社員制度などについての議論が進められているが、これ以上働くことに対する不透明感を増幅させ、将来不安を招くことは、益々労働意欲を失わせ、地域経済等の減衰を招くことにもなる。

労働規制の緩和を行わず、就労支援を行うなど雇用の安定と創出を図ることを求めるため、地方自治法第99条の規定により衆・参両院議長、ほか関係大臣に意見書を提出する。

平成26年3月14日、福島県田村郡小野町議会。

提出先、衆議院議長様、参議院議長様、内閣総理大臣様、厚生労働大臣様、経済再生担当大臣様、内閣府特

命担当大臣（規制改革）様。

以上であります。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

◎議員提出議案第2号の質疑

○議長（村上昭正君） 議案に対する質疑を行います。

議員提出議案第2号 不安定雇用の是正を求める意見書について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 質疑なしと認めます。

したがって、質疑を終わります。

◎議員提出議案第2号の討論

○議長（村上昭正君） 続いて、討論を行います。

議員提出議案第2号を討論に付します。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 討論なしと認めます。

したがって、討論を終わります。

◎議員提出議案第2号の採決

○議長（村上昭正君） 次に、議案の採決を行います。

議員提出議案第2号 不安定雇用の是正を求める意見書についてお諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） ご異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第2号については、原案のとおり可決されました。

◎閉議の宣告

○議長（村上昭正君） これで本定例会 3 月会議に付議された事件は全て終了いたしました。

◎議長挨拶

○議長（村上昭正君） 定例会 3 月会議閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

長期間にわたり議員各位また各課長さん方のご精励に感謝、御礼申し上げます。

当初予算につきましては、委員会の中で慎重審査をした上で全議案可決をいたしましたわけでありますので、町長初め各課長さん方には年度を通してタイムリーな予算執行をお願いしたいところであります。

また、この場をおかりして私から御礼を申し上げたいと思います。

ことしいっぱいで退職される 3 名の局長初め課長さん方には、長きにわたり町政、町行政に携わって町民福祉向上に最大の使命と考え、ご尽力をいただきましたことをこの場をおかりして厚く御礼申し上げる次第であります。

また、矢内教育長におかれましても長きにわたりこの町の教育行政に全身全霊でご指導いただき、議会といたしましても感謝申し上げます。ここ数年の我が町の子供たちの活躍は目をみはるものがあります。これも矢内教育長のご尽力によるところが大ではないかと思えます。ありがとうございました。

今後においても退職される皆さん、体に十分留意して、町政発展のためにお力添えをお願い申し上げます。

もう少しで新年度が始まりますが、それぞれの立場でご活躍されますことをご期待申し上げて、ご挨拶いたします。

大変ありがとうございました。

◎町長挨拶

○議長（村上昭正君） この際、町長から発言があれば、これを許します。

大和田町長。

〔町長 大和田 昭君登壇〕

○町長（大和田 昭君） 平成26年小野町議会定例会 3 月会議の閉会に当たりまして、一言御礼を申し上げます。

今定例議会には、平成25年度一般会計ほか補正予算 8 案件、平成26年度一般会計外当初予算 9 案件、条例の一部改正11案件、町有財産の処分 1 案件、町有財産の賃貸借契約の変更 1 案件、道路線の認定 1 案件、人事案件 2 案件、契約案件 1 案件、合計34案件をご提案申し上げたところでありますが、議員の皆様には連日ご精励の上、慎重ご審議の結果、ご議決を頂きまして、誠にありがとうございました。

今議会においての多岐にわたるご質問や、審議の過程で頂戴いたしました議員各位からの様々なご意見、ご

指導に対しましては、趣旨を十分に踏まえまして、今後の適正な予算執行、町政運営に努める所存であります。

平成26年度は第4次小野町振興計画後期基本計画に基づき、東日本大震災、原発事故からの復興の流れをより確かなものとし、「オール小野町」で、「元気なまちづくり」「安全で安心して住めるまちづくり」を目指し、着実に歩みを進めて参る所存でありますので、今後とも忌憚のない、ご意見やご指導、ご指摘、ご協力をお願いしたいと存じます。

簡単ではありますが、閉会に当たっての御礼のご挨拶といたします。

ありがとうございました。

◎散会の宣告

○議長（村上昭正君） 本日の会議はこれをもって散会といたします。

散会 午後 2時30分